

第1号(平成26年3月号)

“花だより”

安佐南区花いっぱい運動推進委員会事務局
(安佐南区役所地域起こし推進課内)

☎ 831-4926 FAX 877-2299

《新たな取組みをはじめます!!》

安佐南区では、区内を花でいっぱいにしようと『花いっぱい運動』を展開していますが、この活動を活性化するため『安佐南区花いっぱい運動推進委員会』(以下、「推進委員会」という。)を設立することになりました。

これに呼応し、推進委員会では月1回開催する会議の記録を中心に『花だより』を発刊し、区民の皆様には花いっぱい運動の活動を知っていただくこうと考えました。

皆様に楽しみにしていただけるよう紙面の充実を図って参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、今後は毎月10日には、区役所、公民館等公共施設で配布していききたいと思いますので、ご覧ください。

《支部からの報告》

地域での花いっぱい運動をもっと活発にしようとして公民館を拠点に沼田・安・安東・祇園西に支部ができました。

まだまだ、産声をあげたばかりですが、地域に根差した特色のある活動をしていきたいと思いをします。

次号から、どんどん支部の活動を紹介していきますので、ご期待ください。



支部の役員が決まりました!!

支部の代表として推進委員会に出席します。よろしくお願いいたします!

【沼田支部】



支部長: 杉原悦子

副支部長: 玉代久子

委員: 中村能彦、井上文枝、日野美千子

【安支部】



支部長: 高田政幸

委員: 安井義昌、西川久代

オブザーバー: 松本雅充(安公民館長)

【安東支部】



支部長: 川手寛司

副支部長: 上長者辰雄

委員: 津田栄恵、藤田由紀子

【祇園西支部】



支部長: 境幸美

委員: 櫻井孝子、森川数夫、名井郁人

《推進委員会からの報告》

日時:平成 26 年 2 月 20 日(木)9 時 30 分～

会場:安佐南区役所第 6 会議室

概要:

区役所との協働により、安佐南区の花いっぱい運動を活性化するため、下記の内容について協議を行いました。

(1) 会則の制定

推進委員会の役割や位置づけを明確にするため会則を制定しました。

今後は、この会則に基づき①育苗活動、②登録花壇活動、③講習会・研修会企画、④啓発活動など、花いっぱい運動を通じて“**笑顔と安心をつくり出す地域コミュニティの形成**”を目指したいと思います。

(2) 委員長・副委員長の選出

委員長: 境 幸美(祇園西支部長)

副委員長 杉原 悦子(沼田支部長)

高田 政幸(安支部長)

川手 寛司(安東支部長)

(3) 26 年度の活動計画

今回の推進委員会で決定しますが、今回は、次に紹介する講習会について、確認しました。

《ボランティア養成講座!!》

今年は、沼田公民館・安公民館・祇園西公民館で初心者を対象とした、講習会を開催します。

【沼田公民館】※詳細3月1日号『市民と市政』

- ・ 4月25日～11月28日(月1回、計8回)

金曜日 9時30分～11時30分

- ・ 会費:3,000円
- ・ 定員:30名
- ・ 講師:松島省三(元因島フラワーセンター所長)

【安公民館】※詳細4月1日号『市民と市政』

- ・ 5月14日～11月19日(月1回、計7回)

水曜日 13時～15時

- ・ 会費:3,000円
- ・ 定員:25名
- ・ 講師:松島省三(元因島フラワーセンター所長)

【祇園西公民館】※詳細4月1日号『市民と市政』

- ・ 5月～11月(8月を除く)(月1回、計6回)
第4木曜日 10時～12時

- ・ 会費:2,000円

- ・ 定員:30名

- ・ 講師:橋本真知子(NPOセトラひろしま)



《地域の花づくりを支援します!!》

広島市には、花づくりを支援する様々な制度があります。ただし、同時期に複数の財政的支援を受けることはできません。

【花いっぱい運動(区の魅力と活力向上推進事業)】

区役所地域起こし推進課の事業です。

問 同課 ☎831-4926

(1) 初動期支援(初年度のみ)

新たに「花いっぱい運動」に花壇を登録し、活動を始める場合、花壇づくり等に必要な資機材を予算の範囲で提供します。

(2) 種から花苗を育てる事業

各支部で行う、種から花苗を育てる活動に対し、種、培養土など必要な資機材を基準の範囲内で提供します。

【花と緑のまちづくり地域活動促進事業】

市役所緑政課の事業です。

問 区地域起こし推進課 ☎831-4926

地域の皆さんが取り組んでいる道路、公園、公民館などの公共施設を花で飾る活動に対し、花苗、培養土など必要な資機材を基準の範囲内で提供します。

【魅せる花づくり補助事業】

(財)広島市みどり生きもの協会の事業です。

問 同協会経営企画課 ☎228-0815

市域内の一般家庭または事業所の民有地内で、道路に面した花壇やプランターでの花づくりに必要な経費について、1万円を上限に2分の1相当額を補助します。